特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	出産・子育て応援給付金に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、出産・子育て応援給付金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県旭市長

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	出産・子育て応援給付金に関する事務					
②事務の概要	国が創設した「出産・子育て応援交付金事業」において、妊娠・出産された方への支援を早期に届けることを目指し、伴走型相談支援を拡充させるとともに、経済的支援としてクーポン券もしくは現金の給付を行う。 ①全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しをたてるための面談を実施 ②妊娠届出時と出産届出時の2回に分けて、5万円相当のクーポン券もしくは現金の給付を行う。					
③システムの名称	健康管理システム 情報提供ネットワークシステム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
公金受取口座情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条及び 第11条 ・番号法 第9条第1項 別表第一の101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第74条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 別表第二の121項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務を定める命令 第59条の4					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康づくり課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	健康づくり課母子保健班 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711					
8. 特定個人情報ファイル						
連絡先	健康づくり課母子保健班 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8711					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和5年9月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	し手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・科 く。)	多転(委託や情報提供ネッ	ットワークシステ	「一」「佐伏・伊私しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・済	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部	部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・唇	発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月15日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務課庶務行政班 〒289-2595 千葉県旭市 ニの2132番地 0479-62-5310	市民生活課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-5325	事後	
令和5年9月15日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	